谷四七二の三・字奥ケ谷四八一の一・字トシ谷六七一・六八三・六八五・字八カセ六四四・六四五の三・六四六・六四九・六五〇・字黒石六五一・六五三・字日ノ浦八四の一四・八一四の一五・字足谷口五〇二・五〇二の二・五三三・五三七・字大岩谷一一〇一・一一〇二・字頭司谷一一〇三・字獅子穴一一七〇の一・一一七〇の二・字アカユワ二六七・二六八・五六四の二三・字シラカミ五六三の四一・字中原一三二・一三三・字登リ一三四・字細渕平五四の一・五五・字下沖一八〇・二二三・字井戸谷三二八の二・三二九・字不動ノ上四八四・四八六の一・字長入二六八五の一・二六八九の一・字鈴又一七五の一・一七五の二・一七五の五から一七五の八まで・字向井切五四六・五四七・字岩井谷一四二四・一四四五の一八・字持山谷一四六の一二・一四七・一四八・一五一・一五二の二・字石垣外一七七の一・一七八の一・一八三・一八三の一・一九三の一・字向大瀬二五一・二五八・字岩本五五二の一・六九六・六九七・六九九の一・字大生三三九・字大生ノ上四九八・字トノ切一二三九・一二三九の一・飯高町月出字細野一八四・字杉又八三七・八四一の二・八四二・飯高町加波字細野二九九・二九〇の一・字池ノ谷三一一の二・三一九の一・三二一の八・字平谷五七五・字平谷西五七六・字木戸口一一七・一七三の一・字大谷四五一・四五二・四六九・字井ノ谷三八五の一・字小谷三八四・三九九の一（以上百筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡ニセコ町・倶知安町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ニセコ町・日高町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走市・虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年九月三十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の住所	届出事業者の氏名又は名称
NV3—90	コマツ　PC259	YDM—4D88E	東京都港区赤坂二丁目3番6号	株式会社小松製作所
NV3—91	ヤンマー　V3—7	YDM—3TN V88C	福岡県筑後市大字熊野1717番地の1	ヤンマー建機株式会社
NV3—92	ヤンマー　V4—7	YDM—4TN V88C	〃	〃
NV3—93	ヤンマー　V5—7	〃	〃	〃
NV3—94	コベルコ　RW06	YDM—3TN V88C	〃	〃
NV3—95	コベルコ　RX06	YDM—4TN V88C	〃	〃
NV3—96	SN　YDN—S4A	V2403—CR—TI—YDN	愛知県大府市大東町二丁目75番地	住友ナコマテリアルハンドリング株式会社

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年十月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十八日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の住所	届出事業者の氏名又は名称
NV3—97	キャタピラー　745C	YDS—C18	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	キャタピラージャパン株式会社

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代